

保護者の皆さまへ

## 令和8年度 就学援助のお知らせ

経済的理由によりお困りのご家庭に対し、学用品費等の一部を援助します。

申請をご希望の方は、お子様が在籍する学校に申請ください。

なお、小・中学校それぞれにお子様が通学している場合は、両方の学校に申請書を提出ください。

就学援助は年度ごとに申請が必要です。前年度に援助を受けていた方が、引き続き援助を希望する場合も、新たに申請が必要です。

### 1 就学援助の対象となる方

北九州市内に住所を有し、北九州市立小・中学校、福岡県立中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、2・3ページの申請理由の項目、いずれかに該当する方が対象です。

※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

※ 児童生徒又は保護者が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

①生活保護を受給している方 ②児童養護施設等に入所し、措置費を受給している方 ③里親

### 2 就学援助の内容

令和8年度の支給内容は以下を予定しています。

援助対象費目	小学校		中学校		支給時期 (予定)	備 考
	1年生	2～6年生	1年生	2・3年生		
学用品費等	13,230 円	15,500 円	25,040 円	27,310 円	申請から 1～3ヵ月後	左記金額は、4月に申請した場合の金額 (※5月以降に申請した場合は、申請した月からの月割額)
新入学学用品費	64,300 円	—	81,000 円	—	学用品費等 と同時期	※1
学校給食費	(※2)		対象経費の実費		7・12・2月	申請した月からの支給
修学旅行費	対象経費の実費				実施の 2～3ヵ月後	実施学年
宿泊を伴う 校外活動費	交通費・見学料の実費 [限度額:3,690 円]		交通費・見学料の実費 [限度額:6,210 円]		実施の 2～3ヵ月後	実施学年
通学費 ※3	対象経費の実費 片道の通学距離が4km以上		対象経費の実費 片道の通学距離が6km以上		認定結果のお知らせから、 概ね1ヵ月後	公共交通機関を利用して通学している方

※1 新入学学用品費は4月末が申請期限となりますので、ご注意ください。

但し、学校で申請する場合に限り、5月末日の受付分まで新入学学用品費を支給いたします。

なお、新入学学用品費の入学前支給を受けた方は、今回の対象となりません。

※2 小学校は「学校給食費の保護者負担軽減事業」に伴い、学校給食費の保護者負担がありません。よって、就学援助(学校給食費)の支給もありません。

※3 通学費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、通学する場合の支給額となります。

### 3 申請理由及び必要となる添付書類

	申請理由	必要な添付書類 (申請理由を証明する書類) ※コピー可	書類お問い合わせ先
①	<b>生活保護が廃止又は、停止になった</b> ※令和7・8年度に廃止又は停止になった方 ただし、世帯変更による廃止は除く	・保護(停止・廃止)決定通知書 等	各区役所 保護課
②	<b>世帯全員が市民税の非課税 又は、減免の扱いを受けている</b> ※19歳以上の世帯員全員(学生は除く)の右記証書 が必要 ※市民税の所得割のみが非課税の方は非該当	◆令和8年1月1日時点で北九州市 に住民票がある方 (市県民税申告済の方に限る) → 原則、添付書類不要 ※学事課で税情報が確認できるため、 添付書類不要。但し、確認が6月以降と なるため、結果はそれ以降となります。 ◆令和8年1月1日時点で北九州市 に住民票がない方 → 転入前の市町村が発行する 以下の書類が必要 ・「令和8年度(令和7年分)市県民 税所得額(非)課税証明書」 (当時お住まいの市町村で、6月以降に 取得できます)	各市税事務所 市民税課 (税務課)
③	<b>個人事業税の減免を受けている</b>	・令和8年度県税減免決定通知書 (個人事業税によるもの)	県税事務所
④	<b>固定資産税の減免を受けている</b> ※新築減額等は対象外	・令和8年度固定資産税納税通知 書(減免理由記載のもの)	各市税事務所 固定資産税課
⑤	<b>国民年金の掛金の減免を受けている</b> ※20歳以上の世帯員全員の右記通知書が必要 ※世帯に年金受給者がいる場合は対象外	・国民年金保険料免除・納付猶予 申請承認通知書 (住所・氏名・期間の記載があるもの)	年金事務所
⑥	<b>国民健康保険料の減免 又は、徴収の猶予を受けている</b> ※保険料の法定軽減は対象外	・【減免】令和8年度国民健康保険 料納入通知書(令和8年6月以降に区 役所から届いたもの) ・【徴収猶予】 令和8年度徴収猶予通知書	<b>【減免】</b> 各区役所 国保年金課 <b>【徴収猶予】</b> 東・西部 料金納付課
⑦	<b>児童扶養手当を受けている</b> ※児童扶養手当を申請中のため、「児童扶養手当証 書」がない方は、⑩の申請理由を証明する書類を申 請書に添え、申請ください。なお、証書が届き次第、 速やかに証書のコピーを提出ください。	・児童扶養手当証書(住所・氏名・金 額・有効期限の記載のあるもの) ※ 有効期限が令和8年10月31日 又は令和8年3月31日のもの (有効期限以降に申請する場 合は、最新のもの)	各区役所 保健福祉課
⑧	<b>生活福祉資金の貸付を受けている</b> ※令和7・8年度に貸付を受けた方	・生活福祉資金貸付決定通知書	各区社会 福祉協議会
⑨	<b>職業安定所登録日雇労働者である</b> ※右記記載の手帳を有する方以外の世帯員に収入 がある場合は対象外	・雇用保険日雇労働被保険者手帳	ハローワーク (公共職業安定所)

申請理由

⑩

① から⑨の理由には当てはまらないが、**経済的に困窮している**

同一世帯全員(19歳以上の世帯員全員(但し、学生は除く))の、令和7年の年間所得合計額が、「基準となる総所得額(認定基準額)」以下の方が、対象となります。

「基準となる総所得額(認定基準額)」については、下記の「認定基準額の目安額」をご覧ください。

※ なお、令和7年の年間所得合計額とは、「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載の額、「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収額の決定通知書」の「総所得額」欄に記載の額です。

■ **認定基準額の目安額**

認定基準額は世帯人数、年齢、家賃、社会保険料等により異なりますので、あくまでも目安としてご覧ください。**年間所得合計額が、認定基準額を超えていても認定となる場合もありますので、目安としてご覧いただき、申請の意思のある方は、書類をご提出ください。**

世帯人数	世帯構成(例)	基準となる総所得額 (認定基準額)	総収入額
2人	親32歳、子6歳	約 192 万円	約286 万円
3人	親38歳、子12歳、子9歳	約256 万円	約375 万円
4人	親40歳、親38歳、子12歳、子9歳	約299 万円	約 429 万円
5人	親40歳、親38歳、子12歳、子9歳、 祖父母65歳	約 330 万円	約468 万円

※ 認定基準額以下でも認定とならない場合もあります。

※ 該当するか否かのお問い合わせにはお答えしていませんので、その旨ご了承いただき、認定基準額以下かどうか迷われる場合は、まずは申請書をご提出ください。

必要な添付書類(申請理由を証明する書類) ※コピー可	書類お問い合わせ先
・令和7年分給与所得の源泉徴収票(中途就職、中途退職のない者に限る)	事業主
・令和7年分所得税確定申告書 第一表・第二表(但し、税務署受付日時記載が必要(送信票や受信通知等))	税務署
<失業中の方> ・雇用保険受給資格者証(両面)	ハローワーク (公共職業安定所)
<年金収入がある方> ・令和7年分公的年金等の源泉徴収票 ※収入が公的年金のみの方は、源泉徴収票の添付不要	年金事務所

【その他注意事項】

■ 令和8年1月1日時点で北九州市に住民票があり、令和8年度分市県民税申告済みの方

→ 原則、添付書類は不要 (※学事課で税情報が確認できるため、添付書類不要。但し、確認が6月以降となるため、結果はそれ以降となります。)

※令和8年度分市県民税の申告がお済みでない方は、申告ください。なお、オンラインによる自宅での申告も可能です。(※所得額証明書の添付は不要)

■ 令和8年1月1日時点で北九州市に住民票がない方

→ 転入前の市町村(1月1日時点の住所地の市町村)で、「令和8年度市県民税所得額証明書」を取得ください。(当時お住まいの市町村で、6月以降に取得できます)

※ **書類の添付漏れや不備等がある場合は、審査結果のお知らせが遅くなります。**

4 申請から支給までの流れ

(1) 申請書の入手方法等

申請書は学校で配布しています。就学援助の申請を希望される方は、お子様の通学している学校へお尋ねください。

## (2) 申請書記入の際の注意事項

### ■ 同一世帯の考え方

就学援助では同じ住居で生活している方全員(祖父母・兄弟姉妹等)を同一世帯とみなします。住民票は別であっても(世帯分離していても)、同一世帯とみなします。また、父親又は母親が単身赴任等であっても同一世帯とします。

就学援助申請書記入の際は、上記を踏まえ、世帯員の記入漏れや添付書類に不備等がないようご注意ください。

## (3) 申請書の提出方法及び受付期限等

### ■ 提出方法等

就学援助の申請を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入し、必要となる添付書類を添え、お子様が通っている学校へご提出ください。

### ■ 受付期限

申請は4月から随時受け付けています。

※ 就学援助費は、申請月分からの支給となります。年度当初からの援助を希望する方は、4月中の申請をお勧めします。なお、学校で申請する場合に限り、5月末までに申請いただければ、年度当初からの支給として取り扱います。

## (4) 審査結果のお知らせ等

結果は学校を通じてお知らせいたします。

なお、就学援助費は、学校へ振り込まれ、学校で徴収する「校納金」の支払いを、保護者に代わり学校が行います。

※ 年度当初は申請が大変混み合うため、申請書をご提出いただいてから、結果が出るまで、1~3カ月程度時間を要することがあります。その旨ご了承ください。

## (5) その他

① 最寄りの区役所(子ども・家庭相談コーナー)でも申請は可能ですが、翌年度の申請手続きの失念防止や「校納金」の支払いを保護者に代わり学校が行うなど、保護者の手続きが軽減される学校での申請をお勧めしています。

なお、区役所で申請する場合は、「申請書」「必要となる添付書類」に加え、

- ・ 「住民票1通(世帯全員の続柄が載っているもの)」
  - ・ 「保護者名義の口座がわかるもの」
  - ・ 「本人(保護者)確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)等)」
- が必要となります。

※ 区役所で申請した場合も、就学援助が決定した場合は、事務手続きの関係上、教育委員会から学校へ連絡いたします。

② 就学援助を受けていることを他の人に知られることはありません。

学校においても他の児童・生徒に知れることのないよう十分配慮し事務を行います。

③ 「住民票と実際の世帯構成が異なる」「昨年の収入は多かったが失業や疾病などにより収入が激減した」等、特別な事情がある方は、学校にご相談の上申請ください。

## 5 注意事項

- 就学援助が認定された時点から、世帯状況に変更があった場合(再婚・離婚・保護者変更・世帯員の転出入・祖父母同居など)又は転居した場合は、再度申請が必要となります。
- 虚偽の申請がなされた場合や支給された援助費を本来の趣旨(学校に関すること)以外の目的のために使用したことが明らかとなった場合は、認定を取り消し、就学援助費を返還していただくことがあります。

### 【問い合わせ先】

お子様が在学している小・中学校 又は 教育委員会学事課就学係